

令和 6 年度活動報告（成果と課題）

【第 1 号議案】

評価【◎達成できた ○概ね達成できた ▲努力を要する】

1 徳管協の組織強化（組織率 100 %と会員意識の高揚を目指して）※491名 組織率100%

(1) 支部活動の活性化と会員意識の高揚

- 8支部の研修会・総会に出向き、1支部が配布資料による研修形態となり、情勢報告と徳管協・全管協の取組について周知した。

準会員は6名（附属小中の校長2名と教頭2名、附属支援学校の校長1名、事務室長1名）

(2) 「徳管協情報・速報」を発行し、活動状況を内外に発信

- 県教委・県人事委員会要望、国の動向や国会議員との意見交換等、精力的に広報活動を展開。各支部に『情報』を発信し、適切な情報提供に努めた。発行回数は13回（速報2回を含む）。

(3) 研修会の充実

- ◎ 7年ぶり開催の第51回全管協定期大会「徳島大会」の文科省による記念講演、6年ぶり開催の全管協役員研修会（徳島会場）など、全国から全管協同士を迎えた各研修会を実施した。

- ・ 6月 2日（日）管理職員研修会（第51回全管協定期大会「徳島大会」文科省審議官の記念講演）
- ・ 7月 6日（土）教頭研修会（講師：高越小校長 片山 富造 先生）
- ・ 7月25日（木）夏季研修会「ライフプラン・セミナー研修会」県教委福利厚生課 2名
阿波銀行 2名
- ・ 10月26日（土）全管協役員研修会（講師・県立しらさぎ中教頭 山田 哲也 先生）

(4) 関係機関との連携

- 県小中学校校長会・教頭会、県内教組との連携・協力を努めた。本年度も、徳教団、公立教組と共同で「人材確保法」堅持と「義務教育費全額国库負担」「定数改善」を求める署名活動を展開した。

署名数5,175名（徳管協1,200名）

(5) 顧問弁護士制度

- ◎ 顧問弁護士制度は、令和2年3月1日から新顧問弁護士として、川城・西村法律事務所の川城政人弁護士が新たに就任し、学校運営等における諸問題に対応している。相談は無料。私的な相談も可（但し私的な相談は初回のみ無料）相談者は年々増加し、令和6年度は34件電話・直接面談相談があった。

(6) 徳管協会員のための「公務員賠償責任保険」

- 教育管理職の職責の増大に伴い、平成21年度から導入してきた「公務員賠償責任保険」の契約数は、本年度は154名（前年度より－12）であった。保険加入前、退職後、派遣先も対応可で、管理職を役職定年して保険脱退後も5年間補償が継続、幼稚園（園長兼務校）や共同調理場での訴訟にも対応等している。

(7) 福利厚生事業

- ◎ 会員相互の親睦を図るため令和5年度に続き観劇ツアーを実施した。
- ◎ 「新慶弔・救援規程」（令和4年4月改正）により、顧問弁護士相談支援金を16件分（16万円）支給した。

※支給件数 ①弔電2件 ②香料20件 ③入院見舞金0件 ④災害見舞金0件

2 学校管理職員の身分保障・処遇改善と教育諸条件の改善

(1) 月例給・ボーナスともに引上げと教育管理職員の負担軽減について明記

- ◎ 令和6年10月18日、県人事委員会勧告により、ボーナスは0.10月分引上げ（4.50月分→4.60月分）、月例給は公民較差（2.57%）解消のため、全世代において給料表水準引上げで、ともに3年連続で引上げとなった。

今回特に「教育委員会、校長等の管理職においては、教員の健康管理の観点から引き続き業務の見直し、必要人員の確保などのマネジメントを行う必要がある」と、初めて教育管理職員の負担軽減についての指摘が明記された。

(2) 雇用と年金の接続

- 雇用と年金の接続が断たれて11年目となり、令和5年度より定年が61歳となるが、退職者にとって無年金期間は重要な懸案・課題事項であり、退職後の雇用拡大と雇用条件・処遇改善の必要性は大きな課題である。このことを踏まえ、令和7年1月15日の勤務条件に関する県教委要望において次の3点を要望した。

- ① 令和6年度末役職定年となる管理職員に対して本人の希望を尊重した役職定年後の働き方とするとともに、教育管理職の経験を活かせる職種拡大の整備を進めること。
- ② 令和7年度以降における役職定年制の特例として認められる特例任用管理職（校長・副校長・教頭）のより具体的な内容の情報提供と積極的な運用を図ること。
- ③ 令和5年度末役職定年し、定年延長で降任・転任し令和6年度末で定年退職となる主幹教諭・指導教諭・教諭の管理職員への面接や意思確認は、本人の希望を十分に尊重し、進めること。

県教委からは「役職定年後の働き方については、情報提供を丁寧に行うとともに教育管理職がこれまでに培ってきた知識や経験を活かして、モチベーションの維持・向上ができるような多様な働き方について研究する。」「特定管理監督職群については、情報提供に努める。」「定年退職者については、本人の希望等を十分に伺うとともに、教育管理職がこれまでに培ってきた知識や経験を活かして、モチベーションの維持・向上ができるような多様な働き方について研究する」という回答を得た。

その中で特例任用管理職については令和7年度に実施となり、15名（特任校長13名・特任教頭2名）が任用となった。長年の徳管協要望が実現されるかたちとなり、大きな成果といえる。

- 令和6年7月～8月末にかけて本年度末役職定年予定の会員（校長50名、教頭3名、計53名）を対象としたアンケートでは、60歳の定年前退職希望者が32名で回答者の約70%と多かった。徳管協は県教委と各市町村教委教育長に対して本アンケート結果を示し、一人一人の希望を尊重した教育管理職の経験と職歴を活かした退職後の雇用拡大の働きかけを強く要望し、理解と協力を得ることができた。

(3) 教頭（副校長）の全校配置と大規模校等への複数配置

- ▲ 教頭（副校長）の未配置校は、令和6年度は県下で5校である。未配置校のうち2校は併設されている中学校（分校1）の教頭が在籍している。他の3校は1～2学級の小規模である。

新たな教頭の複数配置解消（2名→1名）はなかった。

令和6年度勤務条件に関する県教委要望では、「小規模校及び大規模校の複数教頭の内1名の枠外配置」を求めたが、県教委からは「教頭の枠外配置は困難」という回答であった。

※未配置校 2校(H30)→2校(R1)→2校(R2)→4校(R3)→5校(R4)→7校(R5)→5校(R6)

※複数配置校 49校(H30)→49校(R1)→49校(R2)→46校(R3)→31校(R4)→30校(R5)→30校(R5)

(4) 個別の教育課題に対応した教職員定数改善の拡充等

- 平成17年度より県独自の「いきいき学校生活支援プラン」により、小1・小2の少人数学級が実現。平成20年度からは中1の少人数学級も実現。また、平成23年度以降、国による小1の35人学級、小2の36人以上学級の解消によって、平成27年度は、中3までの全ての学年で少人数学級を実現。
- 令和6年度も、「小学校における『英語』の実施に伴う専科教員の増員」を要求したが、英語専科教員は昨年度と同数の18名の配置であった。

(5) 管理職員特別勤務手当の適用範囲の拡大・請求手続きの簡素化

- ▲ 平成27年4月1日より、平日の深夜勤務にも支給対象が拡大され、令和2年7月1日より、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、県又は市町村教育委員会主催の臨時校長会や各学校で職員会議を開催した場合も該当するようになった。令和6年度定期大会に基づく県教委要望において、適用範囲の拡大を要望した。（※令和6年度請求件数、承認件数は現在調査中）請求漏れのないように、機関紙『情報』や支部研修会を通して常に働きかけてきたが、今後もさらに周知していきたい。

※承認件数/請求件数H30→20件/23件(87%)、令和元→19件/22件(86%)、令和2→76件/76件(100%)

令和3→18件/20件(90%)→令和4→1件/2件(50%)、令和5→3件/3件(100%)、令和6→(調査中)

(6) 義務教育費国庫負担制度の堅持

- 令和6年度も、徳教団、公立教組と署名活動を展開。10月28日、県議会議長に5,175名の署名簿を持参し、人材確保法の尊重と義務教育費国庫負担金の全額国庫負担、教職員定数改善について要望。徳管協は1,200名の署名を集め、「数の力」を示すことができた。

(7) **小学校長の幼稚園長兼務の解消率65%**

- 令和6年度支部別の園長兼務は5支部（徳・東、鳴門、美馬、三好、板野）で、各支部別の兼務解消率は、徳・東58%、鳴門57%、美馬50%、三好0%、板野75%。県全体の兼務解消率は66%となり、目標60%を達成した。今後においても認定こども園に移行するため、校長の園長兼務数は少なくなっていくと予想される。

(8) **学校における働き方改革における要望**

現在、学校現場における長時間勤務問題については、マスコミをはじめとする世論も大きな関心が寄せられ、国も「働き方改革」を掲げ、諸施策を行っているが、改善の遅滞は大きく変わらない状況である。

- ▲ 徳管協は、学校における働き方改革推進のための実行性のある施策を図ることとして、次の8点について要望した。

- ① 臨時的任用教職員の確保できる具体的な方策
 - ② 重責と激務を担う校長が心身の健康を維持し、校長の校務を遂行できるための支援
 - ③ 激務にさらされている副校長・教頭の職務多忙化の減少を図るための支援
 - ④ 運動部の部活動指導員と文化部の部活動指導員の増員
 - ⑤ 支援スタッフ（教員業務支援員、学習指導員）の確保と配置拡充
 - ⑥ 副校長・教頭マネジメント支援員の配置及び積極的な運用
 - ⑦ 給食費の会計化
 - ⑧ 1年単位の変形労働時間制の導入の弾力的な運用
- 新任教頭配置校には、非常勤講師を加配する取組を進めているとした。
 - 運動部活動指導員は100名配置（+35名）、文化部部活動指導員は昨年度と同数の3名配置である。
 - 教員業務支援員について100名配置（+12名）で、学習指導員については配置拡充を進め、引き続き予算確保に努めるとした。
 - 新たに「副校長・教頭マネジメント支援員」を10名配置し、今後も予算の確保に努めるとともに市町村教育委員会に対し、活用を促すとした。
- 教員はもとより、管理職員の業務内容見直しや長時間勤務の削減等に向けて、今後も学校現場の実情を踏まえた方策を強く要望していく。

(9) **全管協としての要望・要請活動～教職調整額改正に伴う管理職員の給与面の処遇改善**

- 令和6年4月22日「文部科学省」「財務省」「人事院」「自民党」教育施策に関わる要望と意見交換
 - 令和6年7月8日「文部科学省」「財務省」「総務省」教育予算に関する要望と意見交換
 - 令和6年9月9日「文部科学省」「自民党」「立憲民主党」「公明党」概算要求に関する要望と意見交換
 - 令和7年1月20日「文部科学省」「自民党」令和7年度文教予算に関わる要望と意見交換
- 全管協としての要望・要請活動は、学校における働き方改革、指導・運営体制、処遇の一体的改善を進め、教職の魅力再生を図る施策等に関する内容である。具体的には教職調整額改正に伴う管理職員の給与面の処遇改善、学校における働き方改革の遅滞の要因となっている学校現場の教員不足の解消、「行政による問題解決の支援体制構築」による指導・運営体制の強化等について要望を行った。
- 特に教職調整額増額（4%→10%）、給特法改正については、学校における働き方改革や教員の処遇改善、何よりも管理職員の本給改善、管理職手当等の改善に密接に関係、連動することから、引き続き注視するとともに全管協を通して要望・要請活動を強力に進めていく。